

埼玉県企業局優秀施工業者等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県企業局が発注した建設工事を、優秀な成績で履行した施工業者及び現場代理人等（埼玉県企業局建設工事請負契約約款第10条に規定する主任技術者、監理技術者および専門技術者を含む）を表彰することにより、技術の向上、県内業者の育成を図るとともに、建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、埼玉県企業局が所管する建設工事のうち、表彰実施年度の前年度に完成した工事で、次の各号に該当する建設業者等に対して行うものとする。

(1) 建設業法に規定する主たる営業所が、県内にある建設業者であること。

ただし、共同企業体を構成した場合は、他の構成員も県内の建設業者であること。

(2) 次の各項目のいずれかに該当する工事で他の模範となるもの。

ア 優れた現場管理や施工技術を有し、適正な工程管理に基づき工事を施行し、その出来形及び品質、出来ばえが特に優れた建設業者。

イ 特に困難な施工条件を克服して、優れた成績で工事を完成したもの。

ウ 施工に当たっての熱意等が特に優れた建設業者。

エ その他、事業の遂行に著しく貢献したもの。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類については、次の各号のとおりとする。

(1) 土木・建築工事部門

新設、増設、更新、改良に係る土木及び建築工事を表彰対象とする。

(2) 設備工事・維持管理工事部門

新設、増設、更新、改良に係る設備工事又は修繕等に係るすべて（土木・建築・設備）の工事を表彰対象とする。

(欠格事項)

第4条 第2条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者は表彰を行わない。

(1) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは受けることが明らかであるもの。

(2) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、建設業法の規定に

基づく監督処分を受け、又は受けることが明らかであるもの。

(3) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、道路交通法等の法令の規定に基づく処分を受け、又は受けることが明らかである主任技術者等。

ただし、表彰後に欠格事項に該当することが判明した場合は、表彰自体を取り消すものとする。

(4) 表彰実施年度の前年度に完成したすべての工事について、工事成績評定点が65点未満となる工事が含まれるもの。

(5) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱に該当し、入札参加停止の措置を受け、又は措置を受けることが明らかであるもの。

(6) 表彰実施年度の過去2年度当初から表彰日までの間において、県発注工事で不正軽油を使用し、地方税法違反で検挙されたもの。

(7) 表彰実施年度の過去2年度当初から表彰日までの間において、県発注工事で埼玉県環境保全条例によるディーゼル車の不適合車を使用し、埼玉県環境保全条例による運行停止命令を受けたもの。

(8) 表彰実施年度の過去2年度当初から表彰日までの間において、県発注工事で過積載を行い、道路交通法違反による措置命令を受けたもの。

(9) 表彰実施年度の過去2年度当初から表彰日までの間において、県発注工事の総合評価方式で、正当な理由なく技術資料の内容に基づき履行できなかったことがあったもの。

(10) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、入札契約に関する不当な強要を感じる行為があったもの。

(11) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、県内における公共工事で作業員（下請け業者に係る作業員も含む。）及び第三者の死亡事故（請負者に責任のあるもの）を起こしたもの。

(12) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けたもの。

(13) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行わない。

（候補者の推薦）

第5条 発注課所場長は、第2条の規定に基づく表彰の候補者を推薦するときは、実施基準の定めるところにより審査委員会委員長へ推薦するものとする。

（審査委員会）

第6条 第2条の規定による表彰について、その可否を審査するため審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、別表第1の職にある者をもって充てる。

- 4 委員長は、委員会を召集し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。
- 6 委員会は、別に定める実施基準に基づき審査を行い、表彰候補者を選定する。
- 7 委員長は、審査において必要があるときは、発注課所場長又はその指定する職員に出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(幹事会)

第7条 前条の規定に基づく委員会を補佐するため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第2の職にある者をもって充てる。
- 4 副幹事長は、幹事長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。
- 5 幹事会は、別に定める実施基準に基づき、埼玉県企業局優秀施工業者等推薦調書等の資料や発注課所長等へのヒアリングにより、表彰候補者選定に必要な事項を調査、審査し、委員会へ報告するものとする。
- 6 幹事長は、調査、審査に当たり、発注課所長又はその指定する職員に出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は、委員会の審査結果に基づき、公営企業管理者が決定する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、年1回公営企業管理者が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰には、副賞を添えることができる。

(事務局)

第10条 委員会及び幹事会の事務を処理するために、事務局を設ける。

- 2 事務局は、工事検査員に置く。

(実施基準)

第11条 この要綱の実施に関し必要な基準は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 6月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 6月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 6月 3日から施行する。

別表第 1

委 員 会

委 員 長	局 長
副委員長	水道部長
委 員	地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、 主席工事検査員

別表第 2

幹 事 会

幹 事 長	副主席工事検査員または主任工事検査員
副幹事長	幹事長が幹事の中から指定する本庁の主幹相当職
幹 事	幹事長が指定する総務課、地域整備課、水道管理課の主幹、主査相当職及び地域機関の担当部長、担当課長 相当職